

再処理施設等の設工認の対応状況について

令和2年10月30日

1. はじめに

作成中

2. 規制庁文書を踏まえた、設工認申請書(イメージ)



- ・設工認申請書に関する最終イメージのサンプルを示す。
(説明骨子)

サンプルで示す申請書を作成するために、類型化等の作業を進めている、趣旨の説明を行う

次ページ以降で類型化等の作業の個別進捗状況を説明する。

3. 現状と今後の見通し(1/3)



| 作業項目 | 課題 | 見通し | 達成状況 |
|------------------------|---|--|--|
| <p>1. 設工認申請対象設備の選定</p> | <p>(2)再処理施設の特徴に応じた設備の選定の考え方の確定 ・a. b.の整理をベースに、標準化(設工認申請対象設備選定ガイド)を行い、全系統で適切な抽出を可能にする必要あり</p> | <p>①実用炉の考え方、再処理施設の特徴を考慮したガイド案を作成する。</p> <p>②上記、ガイド案の有効性の検証を行う。 検証に当たっては、事前調査範囲(主流路等)、実施内容、指示者、作業者を明確にする。</p> <p>③検証の有効性を確認した後、ガイドを制定する。</p> <p>④制定されたガイドに基づき、設備所管箇所(各施設課)にて、設工認申請対象設備の選定を行う。</p> <p>①～④のプロセスについて、電力支援者の支援を得る。</p> <p>⇒11月中旬予定</p> | <p>①10/29 ガイド案を作成</p> <p>②溶解設備等を代表とし、ガイドに基づき申請対象設備の選定作業(色塗り系統図の作成)を実施することでガイド(案)を検証する。</p> <p>③10/30検証完了。課題を反映し、11/2ガイドを制定(予定)。</p> <p>④11/4より、施設課にて作業予定</p> |

3. 現状と今後の見通し(2/3)



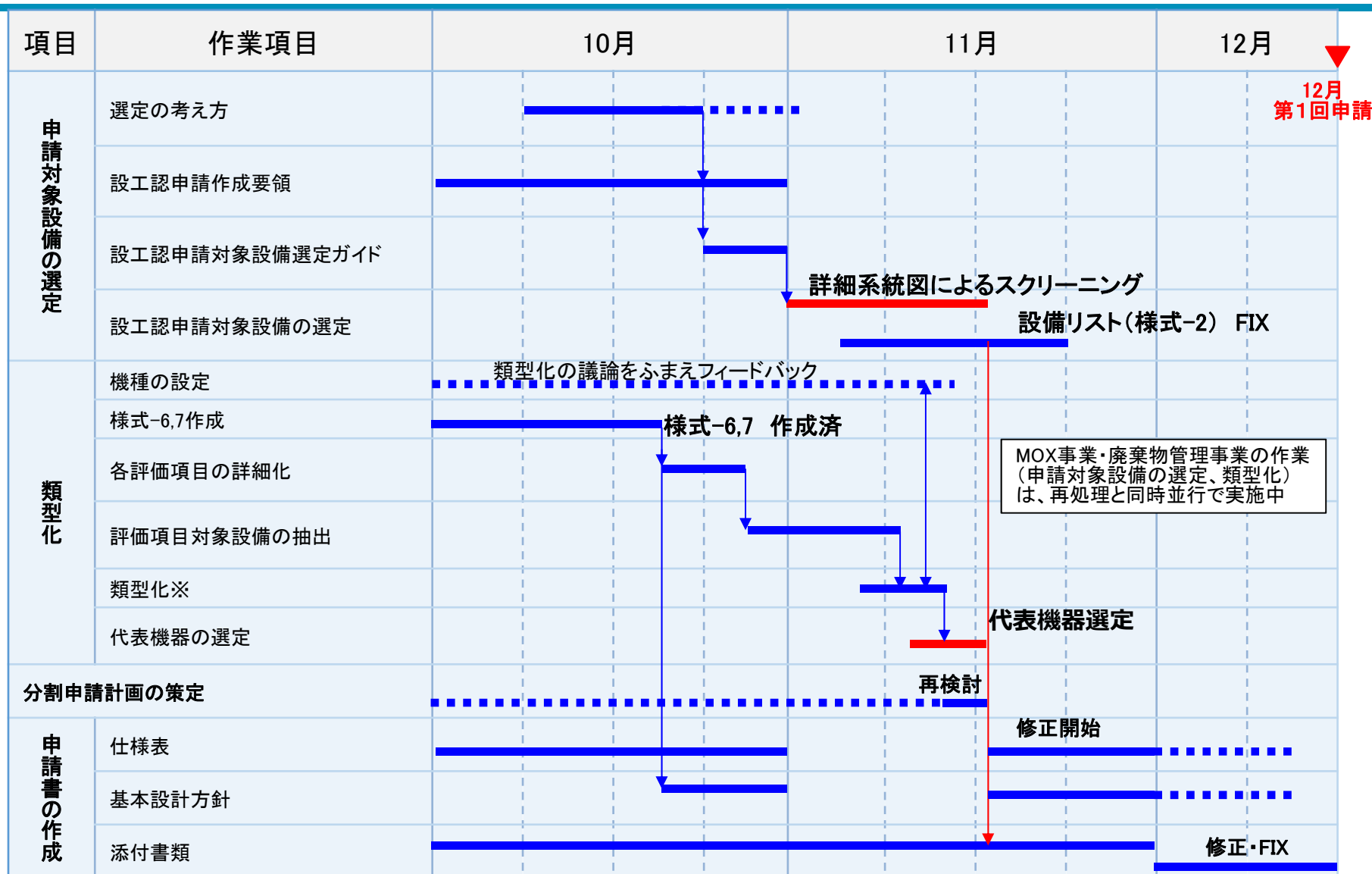
| 作業項目 | 課題 | 見通し | 達成状況 |
|--|---|--|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: 2em; font-weight: bold;">2. 類型化</p> | <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類型化の結果を踏まえ、機種の設定を確定 ・事業変更許可書に記載されていない設備を機種に分類 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式一6, 7の確定(評価項目の確定) ・類型化するために必要な評価項目を選定する <p>(3) 類型化に当たって、考慮すべき事項の抽出が完了していない。</p> | <p>①一1 一部の条文を例として、様式の作成ガイドの有効性の検証を行う。 検証に当たっては、実施内容、指示者、作業者を明確にする</p> <p>①一2 検証の有効性を確認した後、ガイドを制定する。</p> <p>②一1 制定されたガイドを基に、作成した様式一6, 7を基に評価項目を決定する。</p> <p>②一2 評価項目毎の評価内容を確定する。</p> <p>③ 設備所管箇所(各施設課)にて、設工認申請対象設備と、適合性確認に必要な評価内容の関係を整理する。</p> <p>④ ③の結果を踏まえ、申請対象設備の類型化を行い、代表機器を選定する。</p> <p>①～④のプロセスについて、電力支援者の支援を得る</p> <p>⇒11月中旬予定</p> | <p>①一1 臨界を代表に様式一6, 7を作成し、様式一6, 7に対するガイド案を検証。</p> <p>①一2 課題を反映し、10/9ガイド制定</p> <p>②一1 10/12よりガイドを基にその他の条文に対する様式一6, 7を作成し、評価項目を整理した(19/48条文が対象)。</p> <p>②一2 10/21より評価項目毎の評価内容を整理し、確定した。</p> <p>③10/22より、各施設課にて、類型化リスト(案)を作成。申請対象設備が確定次第反映する。</p> <p>④10/28より、類型化の試行およびガイド(案)の作成中</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>類型化の結果を受けた設工認申請書の構成の検討を開始(10/27～)</p> |

3. 現状と今後の見通し(3/3)



| 作業項目 | 課題 | 見通し | 達成状況 |
|----------------|--|---|---|
| <p>3. 申請図書</p> | <p>((2) 作成要領の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出された課題の対応策の作成要領への反映 ・「1. 設工認申請対象設備の選定」、「2. 類型化」の結果を受けた作成要領への反映内容の検討 ・作成要領(案)の検証方法の確定 ・作成要領の確定に伴う作業担当箇所(各施設課)の作業担当者への周知・教育 | <p>① 抽出された対応策を作成要領へ反映する。</p> <p>② 「1. 設工認申請対象設備の選定」、「2. 類型化」の検討を踏まえ、作成要領へ反映する。 ⇒11月中旬予定</p> <p>③-1 検証方法及び検証内容を確定する。</p> <p>③-2 検証を実施し、確認された課題の評価、作成要領への反映要否を検討する。 ⇒類型化の議論完了後、1週間程度</p> <p>④ 申請書の作成を開始する ⇒検証完了後、速やかに実施</p> <p>⑤ 申請書作成完了 ⇒12月申請予定</p> | <p>①作成要領(案)を基に、仕様表等を作成し、課題を抽出後、反映する。</p> <p>②類型化について、追加検討(「2. 類型化」における、類型化の結果を受けた設工認申請書の構成)を実施しており、今後、反映予定。</p> |

4. 全体スケジュール



- 申請対象設備の選定
 - 申請対象設備の選定ガイド
 - 申請対象設備リスト(1.4万機器)
- 類型化
 - 添付書類の評価項目ごとの詳細目次
 - 評価詳細内容
 - 類型化リスト
- 申請図書
 - 作成要領(設工認申請書に関する最終イメージのサンプル)